

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年5月28日 06時30分ごろ
発生場所	島根県 ^{はまた} 浜田市アゴ島北方沖 石見津摩港沖防波堤灯台から真方位295°800m付近 (概位 北緯34°51.7 東経132°00.3)
事故の概要	ミニポート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニポート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.0m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 2～3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約0.7m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、浜田市津摩漁港西方沖で釣りをしたが、釣果が悪かったので、以前、釣果があったアゴ島北方沖に移動した。</p> <p>操縦者は、アゴ島北方沖は水深が浅いことを知っており、アゴ島沖に移動したとき、周囲よりうねりが大きくなっているのを認めたが、これまで同程度のうねりでも釣りをしていたので、問題なく釣りができると思い、パラシュート型シーアンカーを投入し、船首を北方に向けて釣りを行っていたところ、本船が西からの波高約0.7mのうねりを受け、右舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、海中に投げ出され、船体を復原させることも、ポケットから携帯電話を取り出すこともできずに海面に浮いていたところ、近くにいた漁船に救助された。</p> <p>本船は、操縦者を救助した漁船によって津摩漁港にえい航され、えい航中に同漁船の船長が118番通報した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、ふだん、クーラーボックスを船底に置いていたが、本事故当時は、船内の場所を確保するため、乾舷約0.3mの両舷縁に渡した板の上に水の入ったクーラーボックスを置いていたので、ふだんより重心が高くなっていたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、ふだんより重心が高くなっている中、波高約0.7mのうねりが発生しているアゴ島北方沖において、操縦者が、これまで同程

	<p>度のうねりでも釣りをしていたので、問題なく釣りができると思い、釣りを続けたことから、うねりを受けて右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、ふだんより重心が高くなっている中、波高約0.7mのうねりが発生しているアゴ島北方沖において、操縦者が、これまで同程度のうねりでも釣りをしていたので、問題なく釣りができると思い、釣りを続けたため、うねりを受けて右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、重いものをできるだけ船底近くに置き、重心が高くなるようにすること。 ・ミニボートの操縦者は、海中に転落した際、直ちに118番通報できるよう、取り出しが容易なところに携帯電話を保管すること。 ・ミニボートの操縦者は、海上保安庁が提供しているウェブサイト「ウォーターセーフティガイド」に掲載されている「ミニボートの安全情報」(https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/)などを活用し、ミニボートで航行する際の注意事項等を確認しておくこと。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートは重心が高くなれば大きく傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。